

〔最高裁民訴事例研究 四四五〕

平二六二（民集六八巻四号三二九頁）

- 一 人事に関する訴え以外の訴えにおける民訴法一一八条一号のいわゆる間接管轄の有無の判断基準
- 二 違法行為により権利利益を侵害され又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴えと民訴法三条の三第八号の「不法行為に関する訴え」
- 三 違法行為により権利利益を侵害され又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴えにおける民訴法三条の三第八号の「不法行為があつた地」の意義
- 四 違法行為により権利利益を侵害され又は侵害されるおそれがあるとして差止請求を認めた外国裁判所の判決について民訴法一一八条一号のいわゆる間接管轄の有無を判断する場合において、民訴法三条の

三第八号の「不法行為があつた地」が当該外国裁判所の属する国にあるというために証明すべき事項

最高裁判平成二六年四月二四日第一小法廷判決・平成二三年（受）一七八一号執行判決請求事件（裁時一六〇三号一頁、判時二二二一号三五頁、判タ一四〇一号一五七頁、金法二〇〇六号七六頁、金判一四五七号三一頁）

〔事実〕

本件は、X（上告人）がY<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>（被上告人ら）を被告として、米国カリフォルニア州の連邦地方裁判所がY<sub>1</sub>らに対して損害賠償及び差止めを命じた判決（のうち懲罰的損害賠償を命じた部分を除く部分）について、執行判決を求める訴え（民執二四号）を提起した事案である。詳細は以下の通りである。

Xは、眉のトリートメント技術及び情報（以下「本件技術

等」という)を保有し、眉のトリートメントサロンの経営等を行う会社(カリフォルニア州法人)である。カリフォルニア州民法典は、営業秘密に関する不正行為(営業秘密に該当する一定の情報の不正な取得、開示又は使用)について、損害賠償及び現に行われ又は行われるおそれがある不正行為の差止めを認めているところ、本件技術等はこの営業秘密に該当する。

Xは、平成一五年一二月、日本法人であるA株式会社との間で、日本国内における本件技術等の独占的使用権等をAに付与し、その対価を受領する旨の契約を締結した。そして、Xは、平成一六年四月、同契約に基づいて、カリフォルニア州内のXの施設において、Aの従業員であったY<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>に対し、本件技術等を開示した。Aは、平成一六年一〇月以降、日本国内において眉のトリートメントサロンを順次開設した。Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>は、平成一八年二月、Aとは別にY<sub>3</sub>株式会社を設立し、Y<sub>1</sub>は同年四月に、Y<sub>2</sub>は同年五月にそれぞれAを退職した。Y<sub>3</sub>は、日本国内において眉のトリートメントサロンを開設したほか、眉のトリートメント技術を指導する教室を開講し、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>は、Y<sub>3</sub>の取締役として眉のトリートメント技術を使用した。Y<sub>4</sub>、Y<sub>5</sub>は、いずれもAの従業員であったが、平成一八年一二月頃までにそれぞれ退職し、Y<sub>3</sub>に雇用されて、日本国内において眉のトリートメント技術を使用した。

Xは、平成一九年五月七日、Yらによる本件技術等の不正

な開示及び使用を理由に、カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所(以下「本件米国裁判所」という)に対し、Yらを被告として、損害賠償及び前記行為の差止めを求める訴えを提起した(以下「本件米国訴訟」という)。

Yらは、同年八月一〇日から平成二〇年五月二十五日までの間に、外国裁判所の囑託に因る共助法に定める手続により、本件米国裁判所から、東京地方裁判所ないし大阪地方裁判所を介して、本件米国訴訟の訴状及び答弁書提出期限の催告書(答弁書不提出の場合の欠席判決の可能性の教示を含む)等の文書及びその和訳文の特別送達を受けたが、応訴せずに欠席した。本件米国裁判所は、同年一〇月八日、本件米国訴訟について欠席判決を求めるXの申立てを一部認め、Yらに対し、損害賠償(Aの売上げ減少の逸失利益及びYらの売上げの不当利得の一部)のほか、日本国内及び米国内における本件技術等の不正な開示及び使用の差止めを命ずる旨の判決(以下「本件米国判決」という)をした。本件米国判決は、同日登録されて確定した。

そこで、Xは、東京地方裁判所に対し、本件米国判決について執行判決を求める訴え(民執二四条)を提起した。

第一審(東京地判平成二二年四月一五日判時二一〇一七頁<sup>1)</sup>)は、最三小判平成一〇年四月二八日民集五二巻三頁八五三頁(いわゆる「サドワニ判決」)及び最二小判平成一三年六月八日民集五五巻四号七二七頁(いわゆる「ウルト

ラマン判決」を参照判決として引用した上で、Yらの行為は本件技術の盗用とは認定できないから、不法行為の客観的事実関係の証明が足りず、また、Yらにおいて本件米国訴訟の提起を予測・受忍すべき事情はないため、本件米国裁判所への応訴の負担をYらに受忍させるのは公平を失って条理に反するとして、Xの請求を棄却したため、Xは控訴した。

原審（東京高判平成二三年五月一日金判一四五七号三九頁<sup>(2)</sup>）は、第一審と同じ最高裁判決を引用した上で、Yらの不正行為による損害の発生地は日本国内であってカリフォルニア州内であるとはいえず、また、不法行為地管轄を認めるためには判決国における損害結果の発生の予見可能性が必要であると解すべきところ、Xがアジアにおける本件技術等の独占実施権をAに売却していることに照らせば、Yらの予見可能性は肯定できないとして、控訴を棄却したため、Xは上告した。

### 〔判旨〕

破棄差戻し。

〔一〕 人事に関する訴え以外の訴えにおける間接管轄の有無については、基本的に我が国の民訴法の定める国際裁判管轄に関する規定に準拠しつつ、個々の事案における具体的事情に即して、外国裁判所の判決を我が国が承認するのが適当か否かという観点から、条理に照らして判断すべきものと解

するのが相当である。

〔二〕 そこで、まず、我が国の民訴法の定める国際裁判管轄に関する規定をみると、民訴法三条の三第八号は、「不法行為に関する訴え」については「不法行為があつた地」を基準として国際裁判管轄を定めることとしている。

民訴法三条の三第八号の「不法行為に関する訴え」は、民訴法五条九号の「不法行為に関する訴え」と同じく、民法所定の不法行為に基づく訴えに限られるものではなく、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴えをも含むものと解される（最高裁平成…一六年四月八日第一小法廷決定・民集五八卷四号八二五頁参照）。そして、このような差止請求に関する訴えについては、違法行為により権利利益を侵害されるおそれがあるにすぎない者も提起することができる以上は、民訴法三条の三第八号の「不法行為があつた地」は、違法行為が行われるおそれのある地や、権利利益を侵害されるおそれのある地をも含むものと解するのが相当である。

〔三〕 ところで、民訴法三条の三第八号の規定に依拠して我が国の国際裁判管轄を肯定するためには、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の場合、原則として、被告が日本国内で行った行為により原告の権利利益について損害が生じたか、被告が生じた行為により原告の権利利益について日本国内で損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りる（最高裁平

成……一三年六月八日第二小法廷判決・民集五五卷四号七二七頁参照)。そして、判決国の間接管轄を肯定するためであっても、基本的に民訴法三条の三第八号の規定に準拠する以上は、証明すべき事項につきこれと別異に解するのは相当ではないというべきである。

そうすると、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴えの場合には、現実の損害が生じたことは必ずしも請求権発生要件とされていらないのであるから、このような訴えの場合において、民訴法三条の三第八号の「不法行為があつた地」が判決国内にあるというためには、仮に被告が原告の権利利益を侵害する行為を判決国内では行つておらず、また原告の権利利益が判決国内では現実に侵害されていないとしても、被告が原告の権利利益を侵害する行為を判決国内で行うおそれがあるか、原告の権利利益が判決国内で侵害されるおそれがあるとの客観的事実関係が証明されれば足りるというべきである。

(四) これを本件についてみると、本件規定は、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求についても定めたものと解される。そして、本件米国判決が日本国内だけでなく米国内においてもYらの不正行為の差止めを命じていることも併せ考えると、本件の場合、YらがXの権利利益を侵害する行為を米国内で行うお

それがあるか、Xの権利利益が米国内で侵害されるおそれがあるとの客観的事実関係が証明された場合には、本件米国判決のうち差止めを命じた部分については、民訴法三条の三第八号に準拠しつつ、条理に照らして間接管轄を認める余地もある。また、そうであれば、本件米国判決のうち損害賠償を命じた部分についても、民訴法三条の六に準拠しつつ、条理に照らして間接管轄を認める余地も出てくることになる。」

以上のように判示した上で、「YらがXの権利利益を侵害する行為を米国内で行うおそれの有無等について何ら判断しないまま間接管轄を否定した原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、「上記の点についてはまだ客観的事実関係の立証活動がされていない」として、本件を原審に差し戻した。」

## 〔評 釈〕

判旨の一部に疑問があるが、本判決の結論については賛成する。

### 一 問題の所在

本判決は、カリフォルニア州民法典上の営業秘密に関する不正行為(わが国の不正競争行為(不正競争二条四号乃至九号)に相当する)に関して、損害賠償及び差止めを命

じた米国カリフォルニア州の連邦地方裁判所判決について、間接管轄（民訴一一八条一号）の有無が問題となった事案である。本判決の問題点は、以下のように整理することができる。

第一の問題点は、平成二三年民訴法改正によって直接管轄規定（民訴三条の二以下）が新設された後における間接管轄の有無の判断枠組みである。平成二三年民訴法改正以前に間接管轄の有無が問題となった最三小判平成一〇年四月二八日民集五二卷三号八五三頁（以下「サドワニ判決」という）は、「基本的に我が国の民訴法の定める土地管轄に関する規定に準拠しつつ……条理に照らして判決国に国際裁判管轄が存在するか否かを判断すべき」として、基本的に国内土地管轄規定に準拠して間接管轄の有無を判断するという判断枠組みを示していた。本判決は、直接管轄規定（民訴三条の二以下）の新設を受けて、サドワニ判決が国内土地管轄規定としていた部分を直接管轄規定に変更した上で、サドワニ判決の一般論をそのまま引き継いだものである。

第二の問題点は、基本的に直接管轄規定に準拠して間接管轄の有無を判断するとしても、差止請求については直接管轄規定中のどの規定に準拠して判断すべきか、という点

である。差止請求に関する管轄規律を直接的に定めた規定は、国内土地管轄規定にも平成二三年民訴法改正後の直接管轄規定にも存在していないが、差止請求について直接管轄の有無が問題となった最一小決平成一六年四月八日民集五八卷四号八二五頁（いわゆるミリーングチャック事件。以下「平成一六年決定」という）は、国内土地管轄の不法行為地管轄規定（民訴五条九号）を差止請求の場合にも適用することを認めていた。本判決は、平成一六年決定を応用して、直接管轄の不法行為地管轄規定（民訴三条の三第八号）を差止請求の場合にも適用することを認めた上で、同規定に準拠して間接管轄の有無を判断すべきものとしたものである。また、これに加えて本判決は、不法行為地管轄規定を差止請求の場合に適用する際には、過去の不法行為を前提とした「不法行為があった地」（民訴三条の三第八号）という文言には、「違法行為が行われるおそれのある地や、権利利益を侵害されるおそれのある地をも含む」と解釈すべきものとしている。

第三の問題点は、不法行為地管轄規定の適用が問題となる場合には、請求原因事実と管轄原因事実の重複が生じることになるため、両者の関係をどのように調整すべきかという点が問題とされてきているが（いわゆる請求原因事実

と管轄原因事実の符合の問題)、差止請求の場合にこの問題をどのように考えるか、という点である。不法行為に基づく損害賠償請求について直接管轄となった最小平平成一三年六月八日民集五五卷四号七二七頁(以下「ウルトラマン判決」という)は、「原則として、被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りる」として、不法行為の客観的事実経過のみが管轄原因事実となるという立場を採用していた。本判決は、ウルトラマン判決の考え方は間接管轄の有無の判断についても妥当する旨を述べた上で、第二の問題点についての判断と結合させて、「原告の権利利益を侵害する行為を判決国内で行うおそれがあるか、原告の権利利益が判決国内で侵害されるおそれがあるとの客観的事実関係が証明されれば足りる」と判示したものである。

以上の問題点について、順次検討をしていくこととする。

## 二 間接管轄の有無の判断枠組みについて

(一) 承認国法(日本法)と判決国法のいずれに依拠するか  
 民訴一一八条一号の旧規定である旧民訴二〇〇条一号は、「法令又ハ条約ニ於テ外国裁判所ノ裁判権ヲ否認セサルコ

ト」と規定していたため、外国判決を承認する上では、わが国の法令又は条約が外国裁判所の国際裁判管轄を積極的に肯定していることまでは要求されていない(＝否定していなければ足りる)、という見解も存在していた。<sup>(3)</sup>この見解は、判決国において直接管轄が認められていることを基本的に信頼して尊重する考え方である。

しかし、この見解に対しては、いわゆる過剰管轄からの被告の保護の問題について、十分な配慮がなされていないという批判が可能である。また、外国判決の承認の可否は承認国の管轄規制の問題であるから、承認国が正当と考える管轄規律に基づいて承認国の審査を経るのが妥当であるといえる。そこで、外国判決を承認する上では、わが国の法令又は条約が外国裁判所の国際裁判管轄を積極的に肯定している必要がある、とするのが通説であった。<sup>(4)</sup>民訴一一八条一号の「法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること」という文言もこのような考え方に沿ったものであり、サドワニ判決も「我が国の国際民法の原則から見て、当該外国裁判所の属する国……がその事件につき国際裁判管轄(間接的(一般管轄))を有すると積極的に認められることをいう」として、このような考え方に従うことを明らかにしている。<sup>(5)</sup>



## (二) 日本法における間接管轄の有無の判断枠組み

## (ア) 学説の状況

前述の通り、承認国（日本法）が正当と考える管轄規律に基づいて間接管轄の有無が決せられるとして、次に問題となるのは、間接管轄の有無を判断する際にいかなる判断枠組みを正当なものと考えるかという点である。

わが国において通説としての地位を占めていたのは、承認国の直接管轄の規律と全く同一の基準を当てはめて間接管轄の有無を判断するという考え方（いわゆる「鏡像理論（Spiegelbild-theorie）」）である。<sup>(6)</sup> これに対しては、必ずしも直接管轄と間接管轄を一致させる必要はないという考え方（別異基準説）も主張されてきており、当初は跛行的身分関係の発生の防止の観点から身分関係の事案（外国裁判所における離婚判決等）が念頭におかれていたが、その後次第に身分関係の事案にとどまらずより一般的な形で主張されるようになってきている。<sup>(8)</sup>

## (イ) 過去の最高裁判決——サドワニ判決

平成二三年民訴法改正以前に間接管轄の有無が問題となったサドワニ判決は、間接管轄の有無は「当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により、条理に従って決定す」べきであり、「基本的に我が国の民訴法の

定める土地管轄に関する規定に準拠しつつ、個々の事案における具体的事情に即して……条理に照らして」判断すべきものとしていた。<sup>(9)</sup> 同判決が国内土地管轄規定に準拠しつつとしているのは、直接管轄の有無が問題となった最二小判昭和五六年一〇月一六日民集三五卷七号一二二四頁（以下「マレーシア航空事件判決」という）や最三小判平成九年一月一日民集五一卷一〇号四〇五五頁（以下「平成九年判決」という）が、民訴法には国際裁判管轄について定めた明文規定はないという理解を前提に、民訴法の国内土地管轄規定に準拠して直接管轄の有無を判断すべきものとしていたことを受けたものである。<sup>(10)</sup>

このサドワニ判決に関しては、鏡像理論と決別したものの（別異基準説）と評価すべきか否か——言い換えると、過去の最高裁判決が示してきた直接管轄の判断枠組みとサドワニ判決が示した間接管轄の判断枠組みが、同じような結論を導く内容のものといえるか否か——について議論がなされていた。問題点を詳述すると、直接管轄の判断枠組みが問題となった平成九年判決は、国内土地管轄規定に準拠して直接管轄の有無を判断すべきものとしたマレーシア航空事件判決の考え方を原則としつつも、<sup>(11)</sup>「当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事

情」があれば、直接管轄を否定すべきものとしていたため、<sup>(12)</sup>平成九年判決もサドワニ判決もいずれも国内土地管轄規定に準拠した結果を修正する余地を認めているといえるが、果たしていずれの修正も同じ結論を導くのか否か、ということである。

この点については、サドワニ判決の修正部分の方が平成九年判決のそれよりも国内土地管轄規定への羁束性が弱いという見方もある一方、<sup>(13)</sup>直接管轄も間接管轄も共に最終的には「理念」や「条理」に従って判断されるのであるから両者が異なるという事態は想像しにくい、<sup>(14)</sup>また、サドワニ判決の修正部分は平成九年判決の「特段の事情」を敷衍したように読める、<sup>(15)</sup>という見方もある、<sup>(16)</sup>学説上コンセンサスが得られている状況にはないとあつた。

(三) 本判決の意味——サドワニ判決との比較

本判決は、平成二三年民訴法改正で直接管轄規定（民訴三条の二以下）が新設されたことを受けて、サドワニ判決の「民訴法の定める土地管轄に関する規定に準拠しつつ」という部分を、単純に「民訴法の定める国際裁判管轄に関する規定に準拠しつつ」と変更したものと見られる。もつとも、サドワニ判決の一般論との比較において、本判決の一般論の特徴的な点としては、<sup>(7)</sup>「人事に関する訴え

以外の訴えにおける間接管轄の有無」と問題領域の限定が明確に付されていること、及び、<sup>(4)</sup>平成二三年民訴法改正による直接管轄規定（民訴三条の二以下）の制定後も、「個々の事案における具体的事情に即して……条理に照らして判断す」としていることが挙げられよう。

まず、<sup>(7)</sup>のような判示がなされた直接的な要因は、平成二三年改正においては身分関係の事案に関する直接管轄規定が整備されなかったため、直接管轄規定に準拠するというためには、一般論の対象を身分関係以外の事案に限定しなければならなかった、という点にあると考えられる。もつとも、<sup>(7)</sup>の点から結果的に明確になったことは、財産関係の事案であっても個別具体的事情に即して条理に照らして判断するというのが判例の立場である、ということである。<sup>(17)</sup>

また、<sup>(4)</sup>の点から明確になったことは、平成二三年改正によって直接管轄規定が整備された後においても、依然として個別具体的事情に即して条理に照らして判断するというのが判例の立場である、ということである。言い換えると、間接管轄の有無を判断する際に準拠する規定が国内土地管轄規定であつたことから、個別具体的事情に即して条理に照らして判断するという結論を導いていたのではない、



ということである。

なお、④の部分については、平成九年判決の「特段の事情」と同じ内容のものと見るような鏡像理論的な捉え方をすることは、「特段の事情」の内容が平成二三年改正によって明文化されている（民訴三条の九）ことから見て困難であると考えられるため、直接管轄規定を鏡像的に適用した結果よりも間接管轄が認められる範囲を拡張する余地を認めたもの、と捉えるのが自然であるように思われる。<sup>(18)</sup>

#### （四） 検討

平成二三年改正以前の解釈論において国際裁判管轄の有無の判断をする上で条理が挙げられてきたのは、国内土地管轄規定は国際裁判管轄の配分の特殊性を十分に考慮して作られたものではないため、これを直接の根拠としては妥当な結果が得られない、という問題意識に基づくものであった。<sup>(19)</sup> 言い換えると、国内土地管轄規定は国際裁判管轄に関するわが国の手続的な考え方を明らかにしたものであることから、承認国が正当と考える管轄規律に基づいて間接管轄の有無が決められるべきであるという観点からすると、国内土地管轄規定は国際裁判管轄を判断する基礎としては十分ではない、ということであったといえる。

しかしながら、平成二三年改正による直接管轄規定の新

設によって、国際裁判管轄についてのわが国の手続的な考え方が明らかにされた現在においては、個別具体的事情を考慮して条理に照らして判断する必要性については、改めて検討されなければならない事柄であるはずである。<sup>(20)</sup> また、仮に直接管轄よりも間接管轄を拡張する余地を一般論として是認するとしても、以上に述べたことからすれば、国内土地管轄規定に準拠する場合よりも直接管轄規定に準拠する場合の方が、拡張の必要性が認められる範囲は相当程度縮小することになると考えるのが自然である。<sup>(21)</sup> このような状況の変化があるにもかかわらず、本判決がサドワニ判決の「個々の事案における具体的事情に即して……条理に照らして判断す」という部分をそのまま流用していることについては、疑問があるところである。

### 三 差止請求に関する管轄規律について

#### （一） 国内土地管轄及び直接管轄に関する議論の状況

差止請求に関する管轄規定は、国内土地管轄規定にも平成二三年改正以降の直接管轄規定にも存在していない。そのため、直接管轄規定に準拠して間接管轄の有無を判断する前提として、そもそも差止請求の裁判管轄を判断する際にかかなる管轄規定を適用すべきか、という点が問題とな

る。

この点については、差止請求の場合にも不法行為地管轄規定（民訴五条九号）を適用することができるか、という問題設定で議論がなされてきていた。過去の有力説は、差止請求権は絶対権から生じるものであって不法行為に基づくものではないとして、同規定の適用を否定していたが、その後次第に肯定説が有力化していった。<sup>(23)</sup>そして、不正競争防止法上の差止請求について国内土地管轄が問題となつた平成一六年決定は肯定説を採用し、また、現在の学説も肯定説が多数となっている。<sup>(25)</sup>

もつとも、知的財産権関係の差止請求の場合は、通常的不法行為の場合とは別の考慮が必要であるとの指摘もある。すなわち、知的財産権関係の差止請求が権利者の独占権を回復する手段として認められているという性質に鑑みれば、知的財産権関係の差止請求について直接管轄の有無を判断する上では、単純に対象行為たる事実的行為が行われた場所を問題にするのではなく、対象行為が国内市場に実質的な影響を与えているか否かという点から判断すべきであるという指摘である。<sup>(26)</sup>この考え方によれば、仮に不法行為地（管轄規定に基づいて判断するにしても、不法行為地（結果発生地）の解釈に、差止めの対象行為が何処の市場に実質

的な影響を与えているかという点を織り込むべきこととなる。<sup>(27)</sup>

## (二) 本判決の検討

本判決は、差止請求について国際裁判管轄の有無を判断する際には、不法行為地管轄規定（民訴三条の三第八号）を適用すべき旨を判示している。法律上保護された利益の侵害行為を対象とするという意味で差止請求と不法行為請求は共通の基盤を有しているから、差止請求の場合にも同規定を適用すること自体は問題がないように思われる。

また、差止請求の場合に同規定を適用する上で、本判決は、民訴三条の三第八号の「不法行為があつた地」という不法行為を想定した過去形の文言には、「違法行為が行われるおそれのある地や、権利利益を侵害されるおそれのある地を含む」と解釈すべきものとしている。侵害停止目的の差止請求の場合は過去の侵害行為の存在とその継続の可能性が問題となるのに対して、侵害予防目的の差止請求の場合は過去の侵害行為の存在は前提とならないから、将来の侵害行為の発生の可能性のみが問題となる場面を想定した解釈するのは妥当であるといえよう。もつとも、「おそれ」の存在のみをもって国際裁判管轄の有無を判断することは、過剰管轄からの保護の問題との間で一定の緊

張関係に立つことになり得るものと思われるので、「おそれ」の該当性については慎重な判断基準の形成が求められるように思われる<sup>(29)</sup>。

なお、「権利利益を侵害されるおそれのある地」に該当するか否かの判断をする上では、前述(一)で紹介した指摘の通り、問題となっている差止請求がどのような権利利益の回復手段としての性質を持っているか、という点を考慮することが必要であると考えられる。本件の事案で問題となった不正競争行為の差止請求は、不正な競争行為によって生じる競争上の正当な利益に対する侵害からの保護(回復・維持)を図るものであるから、基本的には競争利益の衝突地(となるおそれのある地)が何処であるかが問題になるように思われる。そうすると、本件の事案においては、競争利益の衝突が米国内の市場において発生する可能性を具体的な事実関係から見出すことができなければならない<sup>(30)</sup>が、Yらの営業活動は日本国内で行われているにすぎないため、特別な事情がない限り本件米国判決を承認することは困難であるように思われる<sup>(31)</sup>。

#### 四 差止請求の場合における請求原因事実と管轄原因事実の符合の問題について

##### (一) 国内土地管轄及び直接管轄の場合

不法行為地管轄規定に基づいて管轄の存在を主張する場合、規定の文言上は「不法行為があった地」となっているため、本案で主張立証すべき事項と管轄の存在について主張立証すべき事項が重なり合うことになる(請求原因事実と管轄原因事実の符合)。そこで、このような本案の問題と管轄の問題の主張立証の重なり合いを避けるために、国内土地管轄に関しては、⑦不法行為があったことについて筋の通った主張をしていれば、その主張する事実が存在するものと仮定して、管轄原因事実の有無を判断すれば足りるといふ考え方や、①管轄原因事実について一応の証拠調べをしなければならないという考え方が主張されていた。

直接管轄の場合に関して、裁判例の一部は⑦の考え方に従って判断していた<sup>(34)</sup>。しかし、⑦の考え方に対しては、原告の主張に従って判決国内で不法行為が行われたか否かを判断するのでは、原告が主張を一応整えさえすれば間接管轄が認められることになって、外国から出頭する被告の負担を考慮すると相当ではない、という批判が可能である。そこで、裁判例の大部分は①の考え方に従って、不法行為の有無について「一応の証明」を要するものとしており、学説上もこの考え方が一定の支持を集めていた(一応の証

明説<sup>(36)</sup>。

これに対しては、後に、㊦不法行為と主張されている行為が国内で行われたこと又はそれに基づく損害が国内で発生したという客観的事実が「証明」される必要があるであり、主観的要件や違法性の点は専ら本案審理で判断すればよいとする見解（客観的要件証明説<sup>(37)</sup>）、また、㊧不法行為があったことについて筋の通った主張をしていれば、その主張する事実が存在するものと仮定した上で、主張された事実が国内で発生したという点に関しては「証明」を要するとする見解（一般に管轄原因事実仮定説と呼ばれている<sup>(38)</sup>）も主張された。㊨と㊩の両説は、少なくとも証明対象事項の問題の次元ではほぼ結論が一致するものであるため<sup>(39)</sup>（そのため以下では両説を合わせて仮に「発生地証明説」と呼ぶことにしたい）、この問題の対立軸としては、本案の審理と管轄原因の審理における主張立証の重なり合いを避けるために、証明度を低減させるか（一応の証明説<sup>(41)</sup>）、それとも証明の対象事項を不法行為の客観的事実が国内のものであるかという点に縮小するか（発生地証明説<sup>(42)</sup>ないし<sup>(43)</sup>）、という点にあると把握することができ

る。この対立軸における前者から後者に対する主な批判とし

ては、不法行為の客観面と主観面を泰然と区別して論じられるのか<sup>(40)</sup>、また、主観面を排除して被告に応訴義務を強制するのは相当か<sup>(41)</sup>、といったことが挙げられる。これに対して、後者から前者に対する主な批判としては、後者の見解を採用したウルトラマン判決が指摘しているように、一応の証明というのがどの程度の証明度を意味しているのか判然とし<sup>(42)</sup>ない、また、管轄原因の審理においては不法行為の客観的事実が国内のものであることの証明で足りるはずである<sup>(43)</sup>、また、国内土地管轄とは異なって直接管轄に関しては却下以外に道がないことから、一応の証明がないとして却下することによって本案審理の道を閉ざすべきではない<sup>(44)</sup>、といったことが挙げられる。

## (二) 間接管轄の場合

間接管轄の場合は、請求原因事実と管轄原因事実の符合の問題は、直接管轄の場合のような構図の対立における議論とは異なって、外国判決の当否の再審査の禁止（民執二四条二項）との関係の観点から議論がなされている。

間接管轄原因事実の有無の観点からの審査であっても、不法行為の成立要件をわが国の裁判所が審査することは、実質的に再審査の禁止の問題となり得るといふ立場からは、まずは原告の主張に従って判断し、原告の主張に虚偽の疑

いがある場合にのみ一応の証明を要求するという主張<sup>(45)</sup>、本案要件の全面的な審査は再審査の禁止に触れるから、不法行為の客観的事実関係に限って審査すべきであるという主張<sup>(46)</sup>がなされている。

これに対して、不法行為請求が認められるか否かの観点から審査が行われるのではなく、間接管轄原因事実が認められるか否かの観点から審査が行われるのであるから、請求原因事実と管轄原因事実が符合する場合でも再審査の禁止の問題とはならないという立場からは、<sup>(47)</sup>間接管轄の審査に必要な事実に関しては、外国判決の内容に拘束されずに自由に審査・判断すべき<sup>(48)</sup>、また、違法性の判断を離れて不法行為の存在や可能性を審査することはできないから、不法行為の成立要件を全面的に再審査すべき<sup>(49)</sup>、と主張されている。

### (三) 本判決の検討

本判決は、間接管轄の有無を判断する際には直接管轄の不法行為地管轄規定に準拠するのであるから、直接管轄の場合と同様に理解すべきであるとして、不法行為請求について直接管轄の有無が問題となったウルトラマン判決<sup>(50)</sup>を用いた上で、間接管轄の場合についても、不法行為の客観的事実が判決国内のものであるかという点を証明すべきと

する見解（発生地証明説）を採用している。その上で、本判決は、民訴三条の三第八号の「不法行為があつた地」という過去形の文言を、「違法行為が行われるおそれのある地や、権利利益を侵害されるおそれのある地」に読み替えていることに対応して、「被告が原告の権利利益を侵害する行為を判決国内で行うおそれがあるか、原告の権利利益が判決国内で侵害されるおそれがある」との客観的事実関係が証明されれば足りる」と判示している。

この点については、さしあたり本判決の判旨に賛成すべきものと考ええる。なぜなら、一般に管轄原因事実に関しては「証明」が要求されていることとの整合性がとれることに加えて、間接管轄の場合は、直接管轄の場合のように後に本案審理が控えているわけではないので、証明度を下げるといふ解決方法にどれほどの意味があるかは疑問であるし、また、外国判決の当否の再審査の禁止の観点からは、間接管轄の審査の目的に必要な事実を対象を限定すべきであると考えられるため、<sup>(51)</sup>「不法行為があつた地」であるか否かを判断するに足りる客観的事実のみを管轄原因事実として審査すべきであると考えられるからである。

五 おわりに

本判決は、第一審判決と原判決が専ら不法行為請求に着目して間接管轄の有無を審理していたのに対して、併合請求である差止請求についても別途間接管轄の有無を審理すべきとして破棄差戻しをしたものである。過去に差止めの対象行為が行われていない場合においても差止請求権は発生し得るから、この結論については支持することができよう。

本判決の意義は、平成二三年民法改正後に初めて間接管轄の判断枠組みについて判示したものであることと、差止請求についての間接管轄の有無の判断枠組みを提示したことにあると考えられる。もっとも、本判決が間接管轄の判断枠組みの一般論を提示する上で、直接管轄規定の新設に十分な配慮をしているかについては、前述の通り疑問が残るところである。また、本判決の一般論は「条理に照らして」や「おそれのある地」といった抽象度の高い文言を含んでいるため、具体的な判断基準の問題は今後の裁判実務における運用に委ねられることになるという意味で、今後に残された問題は少なくないように思われる。

(1) 第一審判決の評釈として、安達栄司「判批」ジュリ一

四四〇号(平成二三年度重判解)三二七頁、横溝大「判批」リマークス四四号(二〇一二年)一三八頁などがある。  
(2) 控訴審判決の評釈として、渡辺惺之「判批」JCA五九卷七号(二〇一二年)二五頁以下、八号(二〇一二年)一四頁以下がある。

(3) 斎藤秀夫編『注解民事訴訟法(三)』(第一法規、一九七三年)三五頁(小室直人)、三ツ木正次「外国金銭判決の承認・執行の諸問題」ジュリ七八一(一九八三年)一九三頁など。

(4) 以上について、三ヶ月章「鈴木忠一編『注解民事執行法(一)』(第一法規、一九八四年)三九六頁(青山善充)、青山善充「鈴木正裕編『注釈民事訴訟法(四)』(有斐閣、一九七七年)三六九頁(高田裕成)参照。

(5) 河邊義典「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成一〇年度(上)四七一頁。

(6) 江川英文「外国判決承認の要件としての裁判管轄権(二・完)」国際法外交雑誌四一巻四号(一九四二年)二三頁以下、矢ヶ崎武勝「外国判決の承認並にその条件に関する一考察(二・完)」国際法外交雑誌六〇巻二号(一九六一年)五八頁、兼子一「新修民事訴訟法体系(増補版)」(酒井書店、一九六五年)三三九頁、山田鎌一「判批」ジュリ二八九号(一九六三年)一〇五頁、池原季雄「平塚真」涉外訴訟における裁判管轄」鈴木忠一「三ヶ月章監修



『実務民事訴訟主張後六』（日本評論社、一九七一年）四頁以下、三ヶ月〃鈴木編・前掲（注4）三九七頁（青山）、澤木敬郎〃道垣内正人『国際私法入門（第七版）』（有斐閣、二〇〇二年）三三〇頁など。

(7) 川上太郎「外国裁判所の国際的裁判管轄」民商六六卷六号（一九七二年）九六二頁、松岡博「外国離婚判決の承認について」阪大法学八六号（一九七三年）四三頁など。

(8) 澤木敬郎「判批」ジュリ五一六号（一九七二年）一五九頁（鏡像理論よりも承認を広げる方向性を示唆）、松岡博「国際取引における外国判決の承認と執行」阪大法学一三三・一三四合併号（一九八五年）三〇頁以下（勝訴当事者の保護や訴訟経済の観点から外国判決の承認に寛容であるべき）、石川明〃小島武司〃佐藤歳二編『注解民事執行法（上）』（青林書院、一九九一年）二〇八頁（小島武司〃猪股孝史）（勝訴当事者の保護）など。また、直接管轄（審理の適切性）と間接管轄（承認の適切性）では判断の性質が異なることを指摘するものとして、石黒一憲「現代国際私法（上）」（東京大学出版会、一九八六年）五三二頁、小林秀之『製造物責任訴訟』（弘文堂、一九九〇年）一九七頁、小杉丈夫「承認条件としての管轄権」澤木敬郎他編『国際私法の争点（新版）』（有斐閣、一九九六年）二三五頁、山本和彦「判批」ジュリ一一五七号（一九九九年）二九九頁、芳賀雅顕「外国判決承認要件としての国際裁判管

轄」法律論叢七二卷五号（二〇〇〇年）四九頁以下などがある。

(9) サドワニ判決は、間接管轄の有無の判断枠組みについて、「民訴法一一八条一号所定の『法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること』とは、我が国の国際民訴法の原則から見て、当該外国裁判所の属する国（以下「判決国」という。）がその事件につき国際裁判管轄（間接的「一般管轄」を有すると積極的に認められることをいうもの）と解される。そして、どのような場合に判決国が国際裁判管轄を有するかについては、これを直接に規定した法令がなく、よるべき条約や明確な国際法上の原則もいまだ確立されていないことからすれば、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により、条理に従って決定するのが相当である。具体的には、基本的に我が国の民訴法の定める土地管轄に関する規定に準拠しつつ、個々の事案における具体的事情に即して、当該外国判決を我が国が承認するのが適当か否かという観点から、条理に照らして判決国に国際裁判管轄が存在するか否かを判断すべきものである」と判示している。

(10) 直接管轄の有無の判断枠組みについては、平成二三年民訴法改正以前は学説が対立していた。大まかな学説状況の把握としては、以下の通りである（学説状況の詳細な紹介として、中野俊一郎「国際裁判管轄の決定方法とわが国

の学説・判例の形成過程」鈴木正裕先生古稀祝賀「民事訴訟法の史的展開」(有斐閣、二〇〇二年) 四一頁以下)。

大正民法改正以前は、国内土地管轄規定は国際裁判管轄規定としての機能をも同時に有するという理解が浸透していたが(二重機能説)、その後は、民法には国際裁判管轄に関する規定は存在しないという理解に基づいて、国内土地管轄規定に完全に準拠して国際裁判管轄の有無を判断するという見解が通説としての地位を占めていた(逆推知説)。しかし、昭和四〇年代頃から、国内土地管轄規定は必ずしも直接管轄の規律として適格性があるとはいえないとして、国際法等の民法以外のルールも参考に決すべきとする見解が主張されるようになっていた(管轄配分説)。もともと、このような学説の対立は、平成二三年民法改正によって立法解決された。

(11) マレーシア航空事件判決は、直接管轄の有無の判断枠組みについて、「当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理にしたがって決定するのが相当であり、わが民法の国内の土地管轄に関する規定、たとえば、被告の居所(民法二条)、法人その他の団体の事務所又は営業所(同四条)、義務履行地(同五条)、被告の財産所在地(同八条)、不法行為地(同一五条)、その他民法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、これらに関する訴訟事件につき、被告をわが国の裁判権に

服させるのが右条理に適うものといふべきである」と判示していた。

(12) 平成九年判決は、直接管轄の有無の判断枠組みについて、「当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従って決定するのが相当である……。そして、我が国の民法の規定する裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国の裁判権に服させるのが相当であるが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである」と判示している。なお、同判決においてなされた事案への具体的なあてはめについては、特段の事情についてだけ判断をしているという批判が強い(道垣内正人「判批」ジュリ一三三三号(一九九八年)二一四頁以下、海老沢美広「判批」ジュリ一二三五号(平成九年度重判解)二八八頁)。

(13) 山本・前掲(注8) 二九九頁。

(14) 酒井一「判批」リマークス一九号(一九九九年) 一六〇頁、安達栄司「判批」判タ八七〇号(一九九五年) 六一頁、同「判批」NBL六七八号(一九九九年) 六五頁、道垣内正人「判批」民事執行・保全判例百選(第二版)(二〇一二年) 一四頁。

- (15) 松岡博編『国際関係私法入門(第三版)』(有斐閣、二〇一二年)三〇六頁〔長田真里〕。
- (16) なお、河邊・前掲(注5)四七三頁以下は、サドワニ判決について別異基準説を採ったものと評価しつつも、「直接管轄と間接管轄は、いずれも『条理』という一般条項を決定基準とし、基本的に国内土地管轄規定に準拠する点において……実際には、その違いが明確に現れるとはいえない」としている。
- (17) 平成九年判決の修正が国内土地管轄規定に準拠した結果よりも縮小する方向性であるのに対して、サドワニ判決の修正が縮小と拡張の両方の方向性を含み得る表現になっている点を捉えて、サドワニ判決は全面的に鏡像理論と決別しているという評価をすることも十分に考え得るものの、サドワニ判決は「人事に関する訴え」を明示的には論点から排除していないため、跛行的身分関係の発生の防止の観点から拡張の余地を残したと見ることも、およそ不可能とまではいえなかったように思われる。
- (18) 高杉直「判批」NBL一〇三三二号(二〇一四年)二一頁も、本判決について別異基準説を採用したものと評価している。
- (19) 中野俊一郎「判批」判評六七二二号(判時二二四一頁)二〇一五年(一)二二頁。
- (20) 中野・前掲(注19)二二二頁は、「このような経緯に照らせば、国際裁判管轄規則の明文化により、間接管轄の決定につき『条理』を持ち出す必要性は、もはやなくなつた」とする。また、本間靖規「中野俊一郎」酒井「国際民事手続法(第二版)」(有斐閣、二〇一二年)一八五頁は、「間接管轄の規律をも念頭において国際裁判管轄規則の明文化が実現したため、今後は鏡像原則の考え方によることになる」とする。
- (21) また、仮に直接管轄よりも間接管轄を拡張する余地を一般論として是認するとしても、被告にとつては、本来の管轄国において裁判を受ける場合よりも防衛活動上の不利益が大ききことがあり得るなど、本来の管轄国の裁判所で裁判を受ける利益には十分に配慮されなければならないと考えられるから、拡張を認める範囲・基準については慎重に考慮されなければならないように思われる(この点については未だ議論が十分になされているとはいえないが、高部真規子「判批」金判一四五八号(二〇一五年)一〇頁は、拡張が認められる例として、判決国の国際裁判管轄を否定すると、国際的にどの国にも国際裁判管轄が認められなくなるような場合を挙げている)。
- (22) 兼子・前掲(注6)八四頁、松岡義正『新民事訴訟法註釈第一巻』(清水書店、一九二九年)一三三頁、木村志郎「工業所有権関係訴訟における実務上の問題の研究」書記官実務研究報告書四卷三号(一九六五年)八五頁など。

(23) 石川明「工業所有権の侵害差止訴訟と民訴一五条」法学研究六二巻一二号(一九八九年)六九頁、齋藤秀夫編『注解民事訴訟法(一)』(第一法規、一九九一年)二八六頁〔小室直人・松山恒昭、新堂幸司・小島武司編『注釈民事訴訟法(一)』(有斐閣、一九九一年)一八九頁(上北武男)、菊井維大・村松俊夫『全訂民事訴訟法I(補訂版)』(日本評論社、一九九三年)九七頁など。]

(24) 平成一六年決定は、国内土地管轄規定である民訴五条九号は、「不法行為に関する訴え」につき、当事者の立証の便宜等を考慮して、「不法行為があつた地」を管轄する裁判所に訴えを提起することを認めている。同号の規定の趣旨等にかんがみると、この「不法行為に関する訴え」の意義については、民法所定の不法行為に基づく訴えに限られるものではなく、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する侵害の停止又は予防を求める差止請求に関する訴えをも含むものと解するのが相当である」と述べている。

(25) 佐野宏「不法行為地の管轄権」高桑昭・道垣内正人編『新・裁判実務体系』(青林書院、二〇〇二年)九四頁、橋爪誠「判批」ジュリ一二四四号(二〇〇三年)三〇一頁、多田望「不法行為地管轄」国際私法年報一〇号(二〇〇八年)五四頁、道垣内正人「判批」L&T五〇号(二〇一一年)八三頁など。

その理由としては、不法行為地管轄規定の趣旨(証拠の集中による審理の便宜、被害者の提訴の便宜)が差止請求の場合にも妥当するという点が挙げられている(佐野・前掲九四頁、橋爪・前掲三〇一頁)。平成二三年改正の立法担当官も、不法行為地管轄の趣旨は、不法行為地には訴訟資料や証拠方法が所在していることが多く、不法行為地での提訴を認めることは被害者にとって便宜であるという点にあるところ、この点は差止請求についても同様に妥当すると説明している(佐藤達文・小林康彦「一問一答・平成二三年民事訴訟法等改正」(商事法務、二〇一二年)六九頁)。

(26) 横溝大「判批」ジュリ一四一七号(二〇一一年)一七四頁。

(27) 横溝・前掲(注26)一七五頁。また、野村秀敏「不正競争行為差止請求訴訟の土地管轄と国際裁判管轄」判タ一〇六二号(二〇〇一年)一一六頁は、不正競争行為の差止請求に関する不法行為地管轄規定を適用することに賛成した上で、ドイツの学説が同差止請求の土地管轄原因事実として考慮すべきものとしていた競業地や市場地については、「結果発生地」の判断要素とすべきであるとする。

(28) 本件の事案に即していえば、本件で問題となっているYらの行為は、日本法においては不正競争行為(不正競争二条四号乃至九号)に該当し得る行為であり、不正競争

為については差止請求と損害賠償請求の両者が認められていることから(同三条及び四条)、両者は共通の基盤を有していることができる。なお、不正競争行為の損害賠償請求について不法行為地管轄規定が適用されることに問題は無い(斎藤編・前掲(注23)二八五頁以下(小室・松山)、新堂・小島編・前掲(注23)一八八頁(上北))。

(29) この点について、中野・前掲(注19)二三頁は、法廷地において権利利益の侵害が未だ現実化しておらず、そのおそれがあるにすぎない場合には、差止命令の域外的効力の不確実性という問題に加えて、証拠の所在や審理の便宜といった管轄権の正当化根拠が弱まるため、国際裁判管轄を認めるについて、相当に慎重な判断が求められる、としている。

これに加えて、同二四頁は、本件のように未だ侵害行為が行われていない場合に「おそれ」の存在によって差止請求の管轄が認められる結果として、併合管轄規定によって損害賠償請求の管轄が認められることになり得ることの問題性に着目し、「おそれ」の該当性の判断は慎重になされるべきであると指摘している。この指摘は、本判決が、差止請求について管轄が肯定された場合は、「本件米国判決のうち損害賠償を命じた部分についても、民訴法三条の六に準拠しつつ、条理に照らして管轄を認める余地も出てくる」と判示しているこ

とに關係したものである。

なお、本判決のこの判示部分は、過去の侵害行為の存在ないしその結果発生がカリフォルニア州においては認められないという原審の事実認定を前提としているものと考えられる。しかし、このような認定を前提とすると、未だ侵害行為が行われていない場合の差止請求と不法行為請求との間に併合管轄を認めることは、専ら将来の侵害行為の発生のおそれがあることによって、過去に発生した不法行為の損害賠償請求について国際裁判管轄を認めることになる。そのため、「おそれ」の該当性の認定の問題もさることながら、併合管轄規定の密接関連性の要件の該当性についても慎重な検討が必要であるように思われる。

(30) 単にYらの日本国内における行為によって営業上の損害を受ける可能性のあるXがカリフォルニア州に所在しているというだけでは、「権利利益を侵害されるおそれのある地」を米国内とするには足りないと考えられる。本件の訴訟においてXは、不法行為請求について管轄を肯定するための根拠づけとして、第一審において、日本国内におけるYらの行為によってAの販売実績が不振になることよって、Aを介して販売を行っているXの販売実績が不振となるという損害がカリフォルニア州のXの下で発生していると主張し、また、原審において、「①我が国におい

て発生した得べかりし利益相当の財産的損害、②営業秘密性の喪失、営業上の名誉信用毀損、③ライセンシーからのロイヤリティ値下げ、契約解除の受忍などの経済的損害など」がカリフォルニア州のXの下で発生していると主張している。しかし、これらの主張は、単にYらの行為によって損害を受けたXがカリフォルニア州に所在しているということを述べているにとどまるため、差止請求について間接管轄を肯定するための根拠づけとしては足りないと考えられる。

(31) 本件の事案に関して間接管轄を否定する結論を述べるものとして、中野・前掲(注19)二二頁。

(32) こちらの考え方が比較的一般的であったように思われる。例えば、兼子・前掲(注6)九四頁、三ヶ月章『民事訴訟法』(有斐閣、一九五九年)二五七頁、新堂幸司『新民事訴訟法(第五版)』(弘文堂、二〇一一年)二二三頁。

(33) 菊井・村松・前掲(注23)一五六頁。

(34) 例えば、東京地中間判平成元年三月二七日判時一三八号八二頁。

(35) 例えば、東京地中間判昭和五九年三月二七日判時一一一三号二六頁は、「管轄原因について一応の証拠調べをなしたうえで……実体審理を必要ならしめる程度の心証を懐くに至った場合」に不法行為地管轄を認めるものとしている。この他に、東京地判平成七年三月一七日判時一五六九

号八三頁、東京地判平成七年四月二五日判時一五六一号八四頁、東京地判平成九年二月五日判タ九三六号二四二頁など。

(36) 佐野・前掲(注25)九七頁、新堂・小島編・前掲(注23)一四一頁(道垣内正人)、松岡博「判批」リマックス一号(一九九〇年)二七四頁など。

(37) 高橋宏志「国際裁判管轄における原因符合」原井龍一郎先生古稀祝賀『改革期の民事手続法』(法律文化社、二〇〇〇年)三三三頁以下、越山和広「判批」判評四五六号(判時一五八五号(一九九七年)二〇四頁、斎藤秀夫他編『注解民事訴訟法(第二版)』(第一法規、一九九一年)四四九頁(山本和彦)。

(38) 安達栄司『国際民事訴訟法の展開』(成文堂、二〇〇〇年)一五六頁、同「判批」NBL七三五号(二〇〇二年)九六頁、渡辺惺之「判批」ジュリ一二二三号(二〇〇二年)一〇八頁、長田真里「判批」リマックス四三三号(二〇一一年)一四五頁。

なお、管轄原因事実仮定説を採る論者は、自説に対して一部から誤解(全ての事実に関して原告の主張通りに仮定して、一切の証明は不要とする説であるという誤解)を抱かれており、その意味で管轄原因事実仮定説という呼称は不正確であるとしている(安達・前掲「判批」九六頁、渡辺・前掲一〇八頁)。



- (39) この点に関しては、安達・前掲(注38)「判批」九六頁、渡辺・前掲(注38)一〇八頁、横溝大「判批」法協一九卷一〇号(二〇〇二年)二二一頁参照。
- なお、両説の差異が生じる場面としては、管轄原因事実仮定説の側から、審理の結果として不法行為の客観面が存在しないことが明らかになった場合であると主張されている。すなわち、客観的要件証明説では却下判決となるのに対して、管轄原因事実仮定説では請求棄却判決となるという主張である(安達・前掲(注38)「判批」九六頁)。両者の帰結の差異を比較検討した上で、管轄原因事実仮定説を是とするものとして、森勇「土地管轄及び国際裁判管轄原因が請求原因と符合する場合における管轄審査——義務履行地・不法行為地裁判籍を例に——」中村英郎教授古稀祝賀『民事訴訟法学の新たな展開(下)』(成文堂、一九九六年)三四三頁以下(特に三五九頁以下)、また、客観的要件証明説に分があるものとして、高橋・前掲(注37)三三二頁以下。
- (40) 神前嶺「判批」ジュリ一二八号(一九九七年)一一三頁、小林秀之「判批」判評五一八号(判時一七七三号〔二〇〇二年〕一七四頁)。
- (41) 道垣内・前掲(注25)八八頁など。
- (42) この指摘に対しては、一応の証明説の論者から、後者の説においても基準の不明確さがあるという趣旨の再反論がなされている(松岡博「判批」ジュリ一二三四号(二〇〇二年)三二六頁、小林・前掲(注40)一七四頁)。
- (43) 越山・前掲(注37)四五頁。
- (44) 渡辺惺之「判批」ジュリ八三八号(昭和五九年度重判解)二九三頁。
- (45) 小林秀之「外国判決の承認・執行についての一考察」判タ四六七号(一九八二年)二二頁。なお、三ヶ月〓鈴木編・前掲(注4)三九八頁(青山)は、外国裁判所で管轄審査が既になされていることを理由に、原告の主張するところに従って判断すべきであると述べているが、これに対しては、外国裁判所が肯定したのは当該判決国の国際管轄規則に基づく自国の直接管轄にすぎないと疑問を呈されている(中西・後掲(注47)一九頁(注59))。
- (46) 渡辺・前掲(注2)八号一七頁。
- (47) 中西康「外国判決の承認執行における Revision and 禁止について(四・完)」法叢一三六号一号(一九九四年)一〇頁、安達・前掲(注38)「国際民事訴訟法の展開」一六四頁。
- (48) 中西・前掲(注47)一〇頁。
- (49) 安達・前掲(注38)「国際民事訴訟法の展開」一六五頁以下。
- (50) ウルトラン判決は、「我が国に住所等を有しない被告に対し提起された不法行為に基づく損害賠償請求訴訟に

つき、民訴法の不法行為地の裁判籍の規定(民訴法五条九号、本件については旧民訴法一五条)に依拠して我が国の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、原則として、被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りると解するのが相当である。ただし、この事実関係が存在するならば、通常、被告を本案につき応訴させることに合理的な理由があり、国際社会における裁判機能の分配の観点からみても、我が国の裁判権の行使を正当とするに十分な法的関連があるということができるからである。……不法行為の存在又は不存在を一応の証明によって判断するというのでは、その証明の程度の基準が不明確であって、本来の証明に比し、裁判所間において判断の基準が区々となりやすく、当事者ことに外国にある被告がその結果を予測することも著しく困難となり、かえって不相当である」と判示している。

(51) 中西・前掲(注47)二七頁は、民執二四条二項は外国判決の可否の再審査にならないように承認要件が構成されることを要請している旨の指摘をしている。

山木戸勇一郎